

## 議案第70号

### 和解することについて

次のとおりさいたま地方裁判所平成20年（ワ）第3117号不当利得返還等請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 相手方

#### 2 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、本件賠償金として1100万円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、市に対し、前項の金員のうち500万円を、平成23年10月31日限り、市の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方が前項の支払を怠ったときは、相手方は、市に対し、第1項の金員から既払分を控除した残額及びこれに対する平成23年11月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 相手方が第2項の金員を同項の期限までに支払ったときは、市は、相手方に対し、第1項の金員のその余の支払義務を免除する。
- (5) 市は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (6) 市と相手方は、市と相手方との間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

平成23年9月20日 提出

北本市長 石津賢治

## 議案第70号参考資料

### 和解案に至る経過

相手方らは、平成18年3月1日から平成20年2月29日までの期間において、国民健康保険及び老人保健に関し、医師の再同意がない療養費並びに架空の施術料及び往療料を不正に受給していた。

市は、不正受給の事実を調査した上で、平成20年9月2日に、不正に受給した療養費等の返還を求めたが、相手方らはこれに応じなかった。

市は、平成20年12月3日、さいたま地方裁判所に訴状を提出し、平成21年1月30日から平成23年8月19日までの間に第1回から第24回までの弁論準備期日が開催された。

これら弁論準備期日を経て、平成23年8月22日にさいたま地方裁判所から相手方に関する和解の案が示されたものである。